労使委員会　運営規程（例）

第１条　本会は、○○株式会社△△事業場労使委員会と称する。

第２条　労使委員会は、○○株式会社△△事業場に設置するものとする。

第３条　労使委員会で調査審議する事項は以下のとおりである。

（１）　企画業務型裁量労働制に関すること

（２）　１年単位の変形労働時間制に関すること

（３）　○○○に関すること

（４）　その他賃金、労働時間等労働条件に関すること

２　労使委員会による調査審議は、労働組合の有する団体交渉権を制約するものではない。

３　第1項第2号に掲げる事項については、労使委員会が労使協定に代えて決議を行うこととする。

４　労使委員会が労使協定に代えて決議を行う範囲を変更する場合は、当委員会と労働組合と協議の上で行うものとする。

第４条　労使委員会の委員は、次の10名の者により構成するものとする。

（１）　使用者が指名する者 5名

（２）　○○株式会社労働組合によって指名された者（この者の任期は1年間とし、管理監督者以外の者から指名する）5名

２　使用者が指名した委員が欠けた場合には、使用者は速やかに委員を補充しなければならない。

３　労働組合の指名を受けた者が欠けた場合には、労働組合は速やかに委員を補充すべく所定の手続を実施しなければならない。

４　前項に基づき選任された委員は、欠けた委員の残りの任期を引き継ぐこととなる。

第５条　労使委員会の開催は、次のとおりとする。

（１）　毎年3月、6月、9月、12月

（２）　労使委員会の委員の半数以上の要請があったとき

（３）　制度の実施状況等について定期的に調査審議するために必要があるとき

第６条　労使委員会は、委員の8名以上、かつ、労働組合の指名を受けた者の4名以上の出席がなければ成立せず、決議を行うことができない。

第７条　労使委員会の議事の進行に当たり議長を置くものとし、次の者とする。

（１）　3月、6月の労使委員会では、使用者が指名した者

（２）　9月、12月の労使委員会では、労働組合の指名を受けた者の代表者

（３）　第5条第2号及び第3号の場合には、出席した委員に互選された者

第８条　労使委員会の議事は、第3条第1号及び第2号に係る決議については出席した委員の5分の4以上の多数による決議で決定する。ただし、第3条第3号に関する事項については、出席委員の過半数の賛否で決定し、可否同数の時は議長が裁定する。

第９条　前条の決議は、書面により行い、出席委員全員の記名、押印を行うものとする。

第10条　使用者は、対象労働者に適用される賃金・評価制度のうち、人事評価の決定方法及び評価と連動した裁量労働制の特別手当や基本給等の設置について、決議を行うための初回の調査審議において労使委員会に対して説明を行うこととする。

第11条　対象労働者に対して人事部が実施する社内サーベイにおいて業務量や業務における裁量の程度等を調査した結果などを労使委員会が参照し、その内容を調査審議するための労使委員会を6か月ごとに1回（6月・12月）開催することとする。

第12条　労使委員会の議事録については、人事部担当者が議事録を作成し、労使委員会に出席した委員2名（うち労働組合の指名を受けた1名）が署名するものとする。

２　前項の議事録は、人事部で委員会開催後（決議の有効期間満了後）3年間保存するものとする。また、議事録の作成の都度、速やかに、その内容を社内システムの「掲示板」に掲示することにより、労働者に周知するものとする。

第13条　使用者は、労使委員会に対し、次の情報を開示しなければならない。

（１）企画業務型裁量労働制の対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容、企画業務型裁量労働制が適用されることとなった場合における対象業務の具体的内容、企業内の労働者の賃金水準（賃金・手当の支給状況を含む。）

（２）企画業務型裁量労働制の対象労働者の勤務状況及びこれに応じて講じた対象労働者の健康・福祉確保措置の実施状況、苦情処理措置の実施状況、対象労働者に適用される賃金・評価制度の運用状況、労使委員会の開催状況

（３）3月の労使委員会においては、所轄労働基準監督署長への報告内容

２　使用者は、前項第1号のうち、対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容について、実際に支給されている平均賃金を示した資料のほか、賃金水準や制度適用に係る特別手当の実際の支給状況や評価結果等について、その分布をまとめた概要資料を作成するなどして、対象労働者の個別の状況を明らかにしなければならない。なお、開示にあたっては、対象労働者のプライバシーの保護に配慮しなければならない。

３　使用者は、第1項第2号のうち、苦情処理措置の実施状況について、苦情の内容、その処理の状況を開示するに当たっては、対象労働者のプライバシーの保護に配慮しなければならない。

第14条　使用者は、労働者が労使委員会の委員であること、労使委員会の委員になろうとしたこと、労使委員会の委員として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第15条　本運営規程に規定する事項を変更する場合は、あらかじめ当委員会に属する委員での協議の上変更するものとする。